

長洲町予約型乗合タクシー運行に伴う普及啓発実施要領

1. 目的

平成 23 年 10 月 3 日（月）から現状の路線バス（健康福祉センター環状線、長洲・荒尾環状線）を廃止し、長洲町予約型乗合タクシーの運行を実施する。このため、多くの住民の方に利用いただくためにも、多くの住民の方に本運行の概要を理解してもらうため実施するものである。

2. 周知の方法

(1) 広報・ホームページなどによる普及啓発

- ・ 広報 7 月 1 日号へ長洲町予約型乗合タクシーの運行概要を掲載。
※（9 月 1 日号及び 10 月 1 日号にも掲載予定）
- ・ 広報と同時期にホームページへ運行概要を掲載。
- ・ 各公共施設（役場、長洲町研修センター、長洲町中央公民館、健康福祉センター、地域福祉センター、総合スポーツセンター）に運行概要及び事前登録用紙を設置。
- ・ 全世帯へ利用登録申込書を送付（7 月 15 日予定）

(2) 各地域（区単位）における説明会

- ・ 普及啓発ビデオ及びチラシによる概要説明。
- ・ 事前登録用紙の記入・回収

(3) 民生委員・児童委員による普及啓発

独居老人等に対し、民生委員・児童委員の協力を得て普及啓発を実施する。

3. 実施期間

(1) 広報・ホームページなどによる普及啓発

平成 23 年 7 月 1 日から

(2) 各地域（区単位）における説明会

平成 23 年 7 月 25 日から

(3) 民生委員・児童委員による普及啓発

平成 23 年 7 月 12 日開催の定例会以降、随時実施